委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	高知県		
3. 市区町村名	中土佐町		
4. 届出番号	5		
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=416		

執行機関名 中十佐町長

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号。以下「就学援助費要綱」という。)に定める就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 5の項中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号。以下「就学援助費要綱」という。)に定める就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号)第1条
の事数の場片なけり的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって就学することが困難と認められる児童生徒</u> に対し就学の援助を行い、もって <u>小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中土佐町就学援助費給付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号)第5条		
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実につい ての <u>審査に関する事務</u>	就学援助費の給付(ただし医療費は除く。)に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号)第2条 第2号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律 施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。) に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 口	中土佐町就学援助費給付要綱(平成26年中土佐町教育委員会告示第1号)第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報		